

第4章

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関する事項

第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関する事項

国の指針等により、本計画では、教育・保育（※1）や子育て支援事業（※2）を提供し続けていくうえでの区域の設定をはじめ、今後の利用希望者数を推計した「量の見込み」（需要予測）と、その量の見込みに対するサービスの確保方策を示すこととされています。

このことから、本章で、まず区域の設定を行い、本計画期間内の量を見込み、続いて量の見込みに応じてのサービス確保の方策などを示してまとめます。

※1：保育所、認定こども園のサービス ※2：時間外保育、病児保育等（以下同じ）

1 教育・保育等の提供区域の設定

本市では、現在の教育・保育の利用状況、関連サービスを提供するための施設整備状況、また、その他の条件を総合的に勘案したほか、平成17年4月の合併で、新市が誕生した後の地域の一体感を更に醸成する必要があることから、全事業について市内全域を一つの教育・保育等の提供区域とすることにします。

【参考】教育・保育施設、主な子育て支援施設等の分布状況



(単位：か所)

	認可 保育所	認定 こども園	小規模 保育事業	地域 保育所	放課後児 童クラブ ・学童保 育	病児・病 後児保育 施設	子育て支 援センタ ー
十日町地域	6	9	1	1	12	3	2
川西地域	—	2	—	—	3	—	1
中里地域	—	1	—	—	1	—	1
松代地域	—	1	—	—	1	—	1
松之山地域	1	—	—	—	1	—	1
合計	7	13	1	1	18	3	6

(令和2年4月1日時点の見込み)

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

前項の区域設定を一つとしたうえで、本項では本市全体の、計画期間内における幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策を示します。

■用語説明等

「量の見込み」「提供体制の確保方策」

用語	説明
量の見込み	教育・保育施設や子育て支援事業の今後の利用希望者数を推計したもの
確保方策	教育・保育施設や子育て支援事業の利用可能な定員を集計したもの

「教育・保育給付支給認定区分」「対象年齢」「保育の必要性」「利用施設」

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	幼児期の学校教育 保育の必要性は問わない (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園(教育認定枠)
2号認定		保育の必要性あり (保育標準(短)時間認定)	保育所 認定こども園(保育認定枠)
3号認定	満3歳未満	保育の必要性あり (保育標準(短)時間認定)	保育所 認定こども園(保育認定枠) 地域型保育事業

提供体制の確保方策における「特定教育・保育施設」「地域型保育事業」「その他」

用語	説明
特定教育・保育施設	保育所、認定こども園、新制度に移行する幼稚園
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
その他	新制度に移行しない幼稚園、地域保育所

【参考】量の見込みの算出に当たり用いる推計児童数

2015(平成27)年の国勢調査結果に基づく本市の将来推計人口を基礎として、最新の人口の確定値を反映し算出しています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	271	252	236	226	216
1・2歳	540	559	525	490	464
3～5歳	1,017	911	849	802	802
6～8歳	1,091	1,087	1,051	1,009	904
9～11歳	1,225	1,152	1,152	1,095	1,091
合計	4,144	3,961	3,813	3,622	3,477

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

【総括表】

(単位：人)

認定区分	対象年齢	量の見込み 確保方策	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1号認定	3～5 歳児	量の見込み	55	49	46	43	43
		確保方策	240	240	240	240	240
2号認定	3～5 歳児	量の見込み	958	859	800	756	756
		学校教育の希望が強い	158	141	132	125	125
		その他	800	718	668	631	631
		確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
3号認定	1・2 歳児	量の見込み	459	475	446	417	394
		確保方策	498	498	498	498	498
	0歳児	量の見込み	140	133	128	125	123
		確保方策	144	144	144	144	144

【令和2年度】

(単位：人)

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
		学校教育の 希望が強い	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	55	158	800	459	140
②確保方策	240	1,000		498	144
特定教育・保育施設	240	970		480	140
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	30		10	0
③需給の状況 (②-①)	185	42		39	4

※②確保方策については、各施設の定員を上限とした利用定員。今後定員の変更があった場合には、この数も変更となる可能性がある。(次表以降同じ)

【令和3年度】

(単位：人)

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
		学校教育の 希望が強い	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	49	141	718	475	133
②確保方策	240	1,000		498	144
特定教育・保育施設	240	970		480	140
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	30		10	0
③需給の状況 (②-①)	191	141		23	11

【令和4年度】

(単位：人)

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
		学校教育の 希望が強い	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	46	132	668	446	128
		800			
②確保方策	240	1,000		498	144
特定教育・保育施設	240	970		480	140
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	30		10	0
③需給の状況 (②－①)	194	200		52	16

【令和5年度】

(単位：人)

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
		学校教育の 希望が強い	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	43	125	631	417	125
		756			
②確保方策	240	1,000		498	144
特定教育・保育施設	240	970		480	140
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	30		10	0
③需給の状況 (②－①)	197	244		81	19

【令和6年度】

(単位：人)

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
		学校教育の 希望が強い	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	43	125	631	394	123
		756			
②確保方策	240	1,000		498	144
特定教育・保育施設	240	970		480	140
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	30		10	0
③需給の状況 (②－①)	197	244		104	21

【0～2歳児の保育利用率】

待機児童対応を図るため、0～2歳児の保育利用率の目標値を設定します。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数推計	811	811	761	716	680
確保方策合計	642	642	642	642	642
保育利用率（目標値）	79.2%	79.2%	84.4%	89.7%	94.4%

(2) 認可に係る受給調整の基本的な考え方

本市は、法人等から地域型保育事業の認可申請があった場合に、この計画に示す特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数を考慮しつつ、子ども・子育て会議の意見を踏まえたうえで、判断するものとします。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

前項に続き、本項では本市全体の、計画期間内における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を示します。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日と利用時間以外の日や時間において、保育所、認定こども園などで時間外などの保育を実施する事業

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (利用人数)	477	450	420	396	387
確保方策	500	500	500	500	500

(2) 一時預かり事業（幼稚園型）

認定こども園の1号認定（教育認定枠）において、在園児を対象に、保護者の就労形態の多様化に伴って、教育時間の前後や長期休業日に預かり保育を行う事業

(単位：人日、か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用人数)	16,316	14,640	13,645	12,889	12,878
確保方策	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500
確保方策（施設数）	13	13	13	13	13

(3) 一時預かり事業（一般型）

保護者が病気や急な事情などにより家庭で保育できなくなった場合に、保育所や認定こども園などで預かり保育を行う事業

（単位：人日、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （延べ利用人数）	1,332	1,255	1,173	1,106	1,080
確保方策	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
確保方策（施設数）	22	22	22	22	22

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子ども間、保護者間、そして他の子どもと他の保護者間のふれあいの場として場所を開設し、子育てに関する相談の実施のほか、必要な情報提供や育児講座などを開催する事業

（単位：人回／月、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （月間延べ利用人数）	2,708	2,708	2,541	2,391	2,271
確保方策（施設数）	6	6	6	6	6

(5) 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等をする事業

（単位：人日、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （延べ利用人数）	848	799	746	703	686
確保方策	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640
確保方策（施設数） （内、病児・病後児対応型）	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)

(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない就学後児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、遊びや生活の場を提供する事業

（単位：人、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （利用児童数）	538	531	519	498	450
1年生	175	172	168	154	124
2年生	180	173	170	166	152
3年生	131	137	132	130	127
4年生	32	28	29	28	27
5年生	16	17	15	16	15
6年生	4	4	4	4	4
確保方策	580	580	580	580	580
確保方策（施設数）	18	18	18	18	18

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもを預かってほしい人（依頼会員）と子育ての手伝いをしたい人（提供会員）が相互の信頼関係のもとに、子どもを預けたり、預かったりする地域ぐるみの子育て支援活動事業

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （延べ利用人数）	1,180	1,168	1,156	1,144	1,133
確保方策	1,180	1,168	1,156	1,144	1,133

(8) 利用者支援事業（十日町市子育て世代包括支援センター 母子保健型）

子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供するほか、必要に応じての相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、平成30年3月に設置

（単位：か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （実施箇所数）	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(9) 妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査事業）

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要により医学的検査を実施する事業

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ受診人数)	3,250	3,199	3,148	3,098	3,047
確保方策	3,250	3,199	3,148	3,098	3,047

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、赤ちゃんの発育や育児に関する相談、子育てに関する情報提供を行う事業

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (訪問対象乳児数)	320	315	310	305	300
確保方策	320	315	310	305	300

(11) 養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業

育児不安等により支援が必要と認められる家庭において、養育に関する相談、指導等必要な支援を行うために保健師、助産師等が継続して訪問支援する事業。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、関係機関の連携や専門性の強化を図る取組を実施

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (対象人数)	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

4 教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の双方の役割を併せ持ち、保護者の就労状況にかかわらず子どもたちの柔軟な受入れが可能です。

また、認定こども園は新制度の仕組みのもと、質の高い教育・保育を目指す施設の一翼に位置づけられ、子どもとその保護者にとってもメリットが見込まれます。

このようなことから、既存の保育所との適切な役割分担の中で、本市は認定こども園の普及に向けて、必要な施策や対応サービスなどを引き続き行っていきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

幼児期の教育・保育の重要性が一層増す中、個々の適性或成長過程などを的確にとらえながら質の高いサービスを提供するためには、保育士等の専門性を更に高めていくことが欠かせません。

引き続き、私立の幼稚園教諭や私立保育所保育士との合同研修など、幼児期の教育・保育に関わる全ての保育士等の専門性を更に高めるための施策を推進します。

(3) 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策について

① 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割、必要性等の考え方

女性の社会参加が進み、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化等から、子育てについての支援や協力などを得ることが従来に比べて難しく、現代社会は子育てをしにくい環境にあると言えます。

このようなことから、子育ての負担・不安・孤立感を和らげ、父母が共によるこびを感じながら子育てをするためには、質の高い教育・保育の提供は一層必要であり、さらに、放課後児童クラブや子育て支援センターなどの地域子ども・子育て支援事業の充実も両輪として必要です。

② 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推進方策

上記に記載された役割及び必要性等の考え方から、次章においてその推進方策を示すものとします。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年からの幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設や預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。市では子育てのための施設等利用給付にあたり、以下の方針のもとで円滑に実施していきます。

(1) 子育てのための施設等利用給付の方法について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、年4回の給付を目安とします。また、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

(2) 子育てのための施設等利用給付の申請について

預かり保育事業等に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上及び過誤請求・支払いの防止を図ります。

(3) 新潟県との連携

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行に

あたっては、必要に応じて新潟県に対し、施設の運営状況、監査状況等に関する情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のため、新潟県と連携を図ります。

6 教育・保育施設、地域型保育事業を行う者の相互の連携、保育所・認定こども園等と小学校等との連携とその推進方策

(1) 教育・保育施設、地域型保育事業を行う者の相互の連携とその推進方策

平成31年4月から、本市でも地域型保育事業（小規模保育事業）が始まり、近年入園希望者が多い0・1歳児の新たな受け皿として期待されています。また、質の高い教育・保育の提供と維持を目指し、教育・保育施設との連携を図るものとします。

(2) 保育所・認定こども園等と小学校等との連携、その推進方策

① 保育所・認定こども園等関係者の相互連携とその推進方策

乳幼児期は、心情・意欲・態度・基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。乳幼児は、生活や遊びにおける具体的な体験を通して、健全な発育発達や社会性を育み、人間として、よりよく生きるための基本となる能力を会得します。

その間の教育・保育の重要性が一層増す中、個々の適正や成長過程などの確にとらえながら、質の高い教育・保育の提供が求められています。

その役割を果たしていくため、保育所・認定こども園等の関係者は、私立と公立がと共に関係し、様々な取組を推進する必要から、次章で具体的な方策を示すものとします。

② 保幼小中の連携とその推進方策

十日町市の全ての子どもの健やかな育ちのためには、前述の質の高い教育・保育も含め、“妊娠期から少年期まで”の切れ目のない養育教育サポート体制の構築が必要です。

とりわけ、幼児期における教育・保育の段階での個々の適性や成長過程を、小学校、中学校とつなげることは極めて重要な役割を担います。

このような観点から、関係者の連携を更に強め、様々な方策を推進するよう、次章において具体的な方策を示します。

7 産後の休業・育児休業等の円滑な利用の確保

出産を予定する市民とその家族等に対し、産後の休業や育児休業が円滑に利用できるよう、市は引き続き情報提供・情報発信を行います。

8 子どもに関する専門的知識・技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

市は、児童虐待防止対策の推進、母子家庭・父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実など、新潟県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携しながら展開していきます。

9 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

平成29年3月に策定した「第3次十日町市男女共同参画基本計画」の中で、多様な生

き方が選択できる社会づくりを基本目標に掲げています。

今後は、事業所に対し、人材は欠かせない経営資源であるという視点から、これまで以上に子育てに対する理解・協力を求めていくことが必要であり、次章で具体的な取組などを示します。



